

衆議院厚労委 国民民主党 白石洋一

平成30年12月5日 15時25分～15時50分（25分間）

- ① 低年金者対策として年金生活者支援給付金を定額給付にすべき、かつ無年金者も含めるべきではないか（消費税アップに合わせて）
- ② 地方自治体でも同一労働同一賃金を確保すべきではないか（介護事業所をケースにとって）
- ③ 少子化対策として子だくさんな健康保険組合に政策誘導的に補助金を出すべきではないか

# 年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。

【基準額 年6万円（月5,000円）・対象者数 約800万人】

## 高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

### 【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額（約78万円※<sup>1</sup>）以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

### 【保険料納付済期間に基づく給付額】

$$\text{給付額（月額）} = 5,000\text{円}^{※2} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480\text{月}$$

（例）

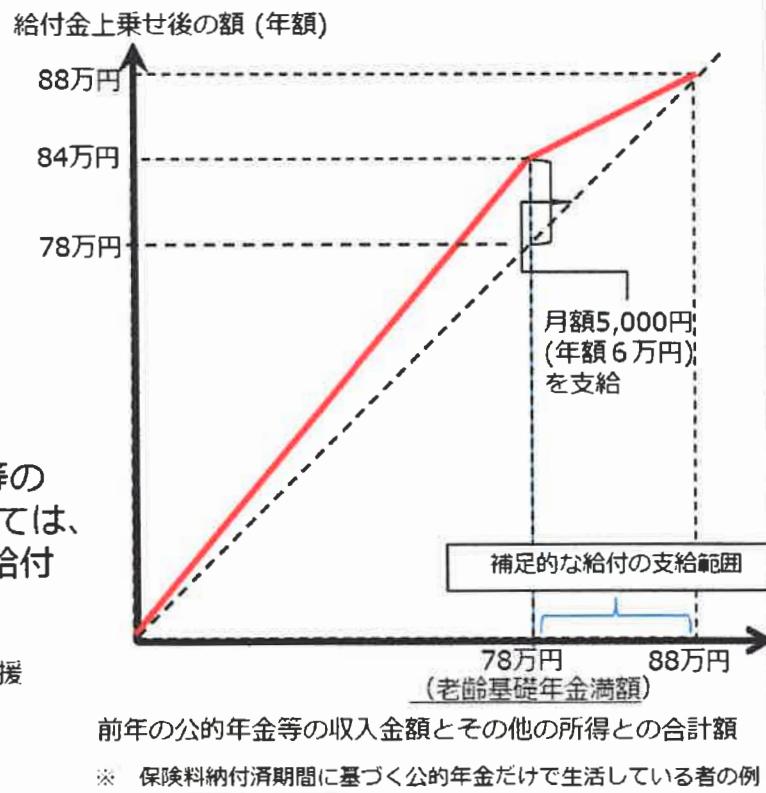
保険料納付済期間	480月（40年）	240月（20年）	120月（10年）
給付金額（月額）	5,000円	2,500円	1,250円

【対象者数】 約500万人

（補足）上記の支給要件②を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※<sup>1</sup>までの者に対しては、約78万円までの者と所得総額が逆転しないよう、一定の補足的な給付が支給される。（補足的老齢年金生活者支援給付金）（対象者数：約100万人）

※<sup>1</sup> 具体的な額は政令で、老齢年金生活者支援給付金は779,300円、補足的老齢年金生活者支援給付金は879,300円と定める予定

※<sup>2</sup> 毎年物価スライドにより改定



○参照条文

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（人事委員会又は公平委員会の権限）

第八条

1 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

一～七（略）

八 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。

九 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

十 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

十一 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

十二（略）

2 公平委員会は、次に掲げる事務を処理する。

一 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

二 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

四（略）

3 人事委員会は、第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第十二号に掲げる事務で人事委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

4 人事委員会又は公平委員会は、第一項第十一号又は第二項第三号に掲げる事務を委員又は事務局長に委任することができる。

（勤務条件に関する措置の要求）

第四十六条 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することができる。

（審査及び審査の結果執るべき措置）

第四十七条 前条に規定する要求があつたときは、人事委員会又は公平委員会は、事案について口頭審理その他の方法による審査を行い、事案を判定し、その結果に基いて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない。

（要求及び審査、判定の手続等）

第四十八条 前二条の規定による要求及び審査、判定の手続並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めなければならない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条

1 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

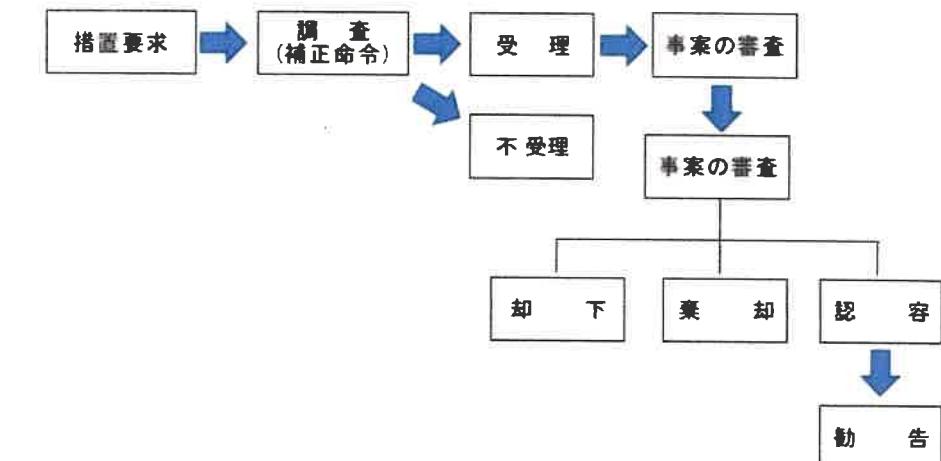
3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適切な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

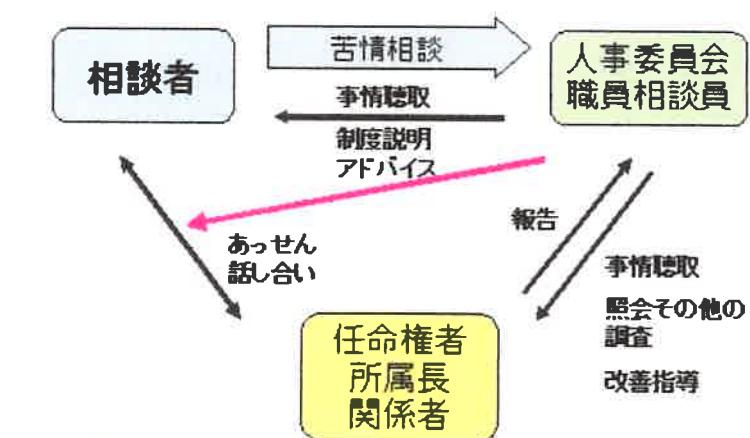
○勤務条件に関する措置要求の流れ

東京都人事委員会ホームページ (<http://www.saiyou.metro.tokyo.jp/sochiyoukyuu.html>)  
より抜粋



○苦情相談の流れ

（奈良県人事委員会ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/28312.htm>) より抜粋）



平成31年度予算概算要求（健保組合関係分）

**一般会計（既存経費）** 817.8億円 (794.9億円 +22.9億円)

※（ ）は30年度予算及び増減

○**健康保険組合事務費負担金** 26.9億円 (26.6億円 +0.3億円)

・健康保険事業の事務の執行に要する経費

○**健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金** 34.6億円 (27.6億円 +7億円)

・特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する経費

○**高齢者医療運営円滑化等補助金** 756.3億円 (740.6億円 +15.6億円)

(1) 高齢者医療支援金等負担金助成事業：751.1億円 (736.6億円 +14.5億円)

・高齢者医療支援金等の負担に対し行う助成事業等：720.4億円

(720.4億円 +0億円)

拠出金負担の重い健保組合への支援、前期高齢者納付金の負担軽減のための財政支援及び指定組合に対する助成に要する経費

・短時間労働者の適用拡大に伴う財政支援事業：一億円（前年度限り）

(16.1億円 ▲16.1億円)

平成28年10月からの短時間労働者（パート）の適用拡大に伴い、財政窮迫に陥る保険者に対する支援に要する経費

・健康保険組合に係る保険者機能強化支援事業：30.7億円（新規要求）

解散を選択する蓋然性が高い健保組合に対して、保険者機能の強化に資する計画を策定させた上で、当該計画に基づく事業実施への経過的な補助を行うための経費。

(2) 被用者保険運営円滑化推進事業：5.1億円 (4.0億円 +1.1億円)

・健保連が実施する特定保健指導等の共同事業に係る助成に要する経費

**一般会計（推進枠）**

10.8億円 (4.6億円 +6.2億円)

○**高齢者医療制度円滑運営事業費補助金** 0.6億円 (0.5億円 +0.1億円)

保険者が実施する糖尿病性腎症重症化予防事業：0.6億円

(0.5億円 +0.1億円)

・特定保健指導の対象となっていない糖尿病性腎症患者（但し、人工透析導入前段階の者）に対して、医療機関と連携した保健指導等の実施に要する経費

○**高齢者医療運営円滑化等補助金** 6.6億円 (4.1億円 +2.5億円)

レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業

・第2期データヘルス計画に基づく取組の推進に要する経費

・先進的な保健事業の実証事業等に要する経費

・健保組合：4.3億円 (2.7億円 +1.6億円)

・健保連：2.3億円 (1.4億円 +0.8億円)

○**社会保障・税番号制度システム整備費補助金** 3.7億円（新規要求）

データ標準レイアウト改版に伴う保険者システムの改修（外来年間合算・高額介護合算等）に要する経費

**特別会計** 2.6億円 (2.6億円 ▲0.0億円)

○**健康保険組合災害臨時特例補助金** 2.6億円 (2.6億円 ▲0.0億円)

○**健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金** 217千円 (217千円 +0.0億円)

# 健康保険組合にかかる財政基盤強化支援事業

平成31年度概算要求額  
30.7億円

## ○目的

近年の指定組合（※）に至る前に解散を選択する健保組合が生じてる状況を踏まえ、これまでの解散した健保組合の特徴を分析し、指定組合に至る前段階で、財政基盤の強化が必要と考えられる健保組合（財政基盤強化支援組合）を選定し、「即効性の高い保健事業の実施」や「財政状況検証の実施」等を求める『財政基盤強化を図るための計画（3年間の計画期間を想定）』を策定させ、その間の保険給付費の一部を補助することで、当該健保組合の財政基盤の強化を図る。

※指定組合：以下すべてに該当し、財政が窮迫しているとして厚生労働大臣が指定した組合。

① 指定年度の前3年度の経常収支がすべて赤字 ② 指定年度の前3年度の財源率（※）がすべて95%超

（※）財源率：給付費や拠出金等の義務的経費を賄うために必要となる保険料率

③ 指定年度の前年度における積立金の水準が保険給付費の2ヶ月相当と前期高齢者納付金等の1ヶ月分相当とを合算した額未満

## ○対象組合（調整中）

### 財政基盤強化支援組合（※）

※財政基盤強化支援組合の選定条件等については健保連と調整中。

※今回の積算上は、近年に解散した21組合の傾向を分析し、56組合を対象としている。

（選定条件：①平均保険料率が95%以上の組合、②別途積立金を有しない組合、③法定準備金保有率が150%未満の組合（ただし、新規設立後、法定準備金積立金中の組合を除く））

## ○補助事業の概要

- ① 対象組合における保険給付に要する保険料率のうち、協会けんぽ保険給付に要する保険料率を超えた部分に対して補助を実施
- ② 補助割合については、協会けんぽの保険給付に要する保険料率を上回る規模に応じて段階的補助（1/4～4/4の4段階）を実施
- ③ 対象組合には、財政基盤強化を図るための計画を策定させ、実績時に同計画が未達の場合は、翌年度の補助割合を減少させるなど、成果に対する評価を実施

## ○補助のイメージ

